

新たな行財政改革大綱の策定について

経営管理部行政改革推進室

1 策定の趣旨

本県では、平成6年度に第1期となる行政改革大綱を策定し、以来途切れることなく行財政改革に取り組んできたが、三位一体の改革等の影響により県財政が危機的な状況に陥る中、平成21年10月には、「とちぎ未来開拓プログラム」(平成21～24年度)を策定し、財政健全化に集中的に取り組んだ。平成23年2月には、「とちぎ行革プラン」〔栃木県行財政改革大綱(第5期)〕(平成23～27年度)を、平成25年3月には、「財政健全化取組方針」を策定し、厳しい財政状況のもと、県民満足度の高い県政を推進すべく、全庁を挙げて、行財政改革に取り組んでいる。

我が国が本格的な人口減少局面に突入し、社会構造が大きく変化する中で、今後の県政経営においては、経済再生と財政健全化の両立など山積する課題に的確に対応し、復興から力強い成長への確かな歩みを進め、県民がその成果を実感し豊かで安定した生活を送ることができるよう、より一層実効性ある施策を展開していくことが求められている。

そのためには、選択と集中による財政健全化の取組をはじめ、市町村や民間との協働、県民中心の開かれた県政の推進、効果的で効率的な執行体制の整備等の取組により、行財政基盤をより強固なものとしていく必要がある。

こうした中、「とちぎ行革プラン」の推進期間が平成27年度末をもって終了することから、これまでの行財政改革の成果を踏まえつつ、人口減少社会に的確に対応し、地方分権型社会にふさわしい自主的・自立的な行財政運営を確立すべく、新たな行財政改革大綱(以下「大綱」という。)を策定する。

2 大綱の性格

平成28年度から平成32年度までの5か年間に、県が取り組むべき行財政改革の基本方針を定め、改革の具体的な取組内容を明らかにするものである。

3 大綱の内容(記載する基本的事項)

大綱に記載する基本的事項は、次のとおりとする。

- ① 行財政改革の基本的な考え方に関する事項
- ② 行財政改革の具体的な取組に関する事項
- ③ 行財政改革の推進方法に関する事項

4 大綱の策定に関する基本的事項

(1) 栃木県行政改革推進委員会からの助言

学識経験者等からなる栃木県行政改革推進委員会からの助言を得て、大綱に反映させる。

(2) パブリックコメントの実施

広く県民からの意見を聴取し、計画に反映させるため、パブリックコメントを実施する。

(3) 庁内体制

・行政改革推進本部(本部長:知事、副本部長:副知事、本部員:庁議メンバー)

・・・大綱の策定

・行政改革推進連絡会議(各部局総務主幹等)

・・・大綱の策定及び推進に必要な庁内連絡調整等

・行政改革担当者会議・・・実務者レベルの各種調整等

・策定事務局(行政改革推進室、総合政策課、財政課、人事課)

・・・本部の補佐、大綱の策定及び推進に必要な事務処理

5 大綱策定の日程

大綱は、平成 27 年度末を目途に策定することとし、次期プランの策定との連携・整合を取って行う。